

事務連絡
令和2年4月17日

監理団体の皆様

一般社団法人全国農業会議所
農業技能実習評価試験事務局

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の全国への発令を受けた「農業技能実習評価試験」の延期について

農業技能実習評価試験については、日頃より格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましては、2020年4月16日夜、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という）に基づく政府の緊急事態宣言の対象区域が追加され、全都道府県が対象となったところです。

このことを受け、下記の通り本試験の延期を決定しましたのでお知らせいたします。

記

1. 試験の延期について

特措法による緊急事態宣言が発令された全都道府県にて、4月17日（金）から5月15日（金）までの間に予定されている試験を延期することとします。

同宣言の期間が延長された場合は、同様に試験も延期します。

なお、試験が延期となった旨は可及的に速やかに監理団体へ個別に連絡いたします。

2. 試験日時の再調整について

（1）再設定の日程について

試験を延期した場合、2020年6月以降で再設定させていただくこととします。状況を踏まえ、改めて事務局よりご連絡いたします。

なお、今後の状況悪化等によって政府より対策が講じられた場合、さらなる延期を要する場合があることをご承知おきください。

（2）受検料の取扱いについて

既に受検料を納入いただいている場合、再設定する試験に振り替えます。

（3）受験票について

試験を再設定した際に新たな受験票を郵送しますので、既に受験票が到着し

ている場合は破棄してください。

(4) 在留資格変更の特例について

技能実習評価試験の延期等で受検できないために、次段階の技能実習へ移行できない場合、受検・移行ができるようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能とされています。

在留期限が迫っている場合は、本特例の適用につきまして、所管の地方入国管理局へお問い合わせいただくようお願いいたします。

【参考】出入国在留管理庁ウェブサイト

<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>

4. 新規の試験設定について

特措法による緊急事態宣言が発令されている期間は、受検申し込んだ試験の試験日及び会場設定を行っておりません。延期により再設定する試験と合わせ、外国人技能実習機構の受検手続支援サイトに登録された受検希望日等を踏まえ設定のご連絡をいたします。

以上

<本件についての問い合わせ先> 農業技能実習評価試験事務局 電 話 03-6910-1125 メール nougyou_shiken1@nca.or.jp
